

瀬戸田町立瀬戸田中学校ホームページ管理運用規程

(目的)

第1条 瀬戸田町立瀬戸田中学校がインターネットのホームページを活用し、学校に関する情報を提供することにより、わかりやすく開かれた学校を実現することを目的として、瀬戸田町立瀬戸田中学校におけるホームページの管理運用を円滑かつ適正に運営するために、法令等に従い、この規程を定める。

(ホームページ管理者及びホームページ管理運用責任者)

第2条 ホームページ管理者(以下「管理者」という)は校長とし、ホームページの管理運用を統括する。

第3条 管理者は、ホームページ管理運用責任者(以下「責任者」という)を置き、ホームページの管理運用に当たらせる。責任者は教頭とする。

(ホームページの管理運営)

第4条 ホームページの管理運用、ホームページに掲載する情報の選定及び校内調整を行うため、ホームページ管理運営は運営委員会(以下「委員会」という)で行う。

第5条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) ホームページの管理運用に関する事項
- (2) ホームページの掲載内容に関する事項
- (3) セキュリティに関する事項
- (4) 人権尊重及び個人情報の保護に関する事項
- (5) 知的所有権に関する事項
- (6) 管理者が必要と認める事項

(不正侵入及び改ざん等への対応)

第6条 管理者は、ホームページのセキュリティを確保する。

- 2 管理者は、ホームページに対して外部から不正に侵入・改ざん等の攻撃を受けた場合、不正侵入の防御、早期発見及び迅速かつ適切な対応をする。
- 3 ウイルスの感染を防ぐために、常にウイルスチェック済みのデータを使用する。
- 4 定期的にウイルスチェックソフトウェアを実行し、感染の早期発見に努める。
- 5 コンピュータウイルスに感染した場合、瀬戸田町教育委員会との対応についての相談及びその状況及び対応経過についての報告を速やかに行う。

(個人情報・知的所有権の保護)

第7条 ホームページに情報を掲載する場合は、瀬戸田町個人情報保護条例及び著作権取扱法令等に基づき、人権尊重、個人情報、著作権等の知的所有権の保護等に十分注意する。

- 2 生徒等の氏名、住所、電話番号、生年月日等の個人情報は公開しない。
- 3 生徒、保護者及び職員が活動している様子を撮影した写真等を公開する場合は、個人の肖像が特定できるものは避けるか、肖像が特定できないように画像処理を施す。
- 3 生徒等の作品、個人が特定できる肖像等をホームページ上で公開する場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上で行う。なお、氏名の表示について教育上必要がある場合は、生徒及び保護者等の同意を得た上とし、原則として姓を用い名は使わない。
- 4 学校教育活動協力者(以下「協力者」という。)の作品、肖像等をホームページ上で公開する場合は、協力者の同意を得た上で行う。

- 5 著作権等に係る知的所有物をホームページ上に掲載する場合は、必ず知的所有権者の了解を得て行う。また、知的所有権の所在を明記する。
- 6 ホームページで使用されている生徒の作品等の改変は一切行わない。また、本校で撮影した写真や作成したイラスト等の著作権は放棄しない。二次的利用は管理者の許可を必要とする。

(ホームページ上に掲載する情報)

第8条 ホームページ上に掲載する情報は次に掲げるものとする。

- (1) 学校の沿革，学校教育目標，学校経営方針，校務運営規定，校務分掌組織，教育課程，学校の所在地，交通手段・最寄り駅
- (2) 特色ある教育活動
- (3) 学校生活
- (4) 学校・学年だより
- (5) 学校行事
- (6) 部活動
- (7) 生徒会活動
- (8) 施設設備
- (9) 学校評価
- (10) 校内研修，研究成果
- (11) 表彰，受賞，制作作品
- (12) 他上記に準じ，委員会により承認された事項

(電子メールによる意見，要望等の受付)

第9条 ホームページに関する意見，要望等の受付先として，メールアドレス (setodajh@jyaken.ne.jp) を公開する。

(禁止事項)

第10条 次に掲げる内容は、ホームページ上に掲載しない。

- (1) 第三者を誹謗中傷したり，第三者に不利益等をもたらすもの
- (2) 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
- (3) 法律に違反するもの，公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- (4) 営利を目的としたもの
- (5) その他，本校のホームページに掲載する内容としてふさわしくないと管理者が判断したもの

附 則

この規程は，平成15年10月15日から施行する。